

やさしい信託のはなし

遺言と信託



目次

はじめに

- ① 信託銀行等の遺言信託業務・遺産整理業務 … 1

遺言の効用

1. 社会の変化と遺言

- ① 増える遺言の利用 … 2

2. 遺言の効用

- ① 遺言の機能 … 3
- ② 遺言の具体例 … 3

3. 遺言の自由と制約

- ① 遺言に関する制約 … 6
- ② 相続と遺言の関係 … 7

遺言の作り方

4. 遺言の作り方・書き方

- ① 遺言の方式 … 8
- ② 遺言の作成事例 … 11

法定相続

5. 法定相続

- ① 法定相続 … 12

相続と税制

6. 相続と税制

- ① 遺産分割と相続税 … 14
- ② 相続時精算課税制度 … 15
- ③ 相続税の計算方法 … 16

信託銀行等の取扱い

7. 遺言信託業務

- ① 信託銀行等の取扱い … 18
- ② 遺言信託業務 … 18
 - (1) 遺言書の作成相談
 - (2) 遺言の内容
 - (3) 相続人関係および相続財産の調査
 - (4) 遺言書の作成と保管
 - (5) 遺言内容等の異動・変更の照会
 - (6) 遺言書の変更、撤回、解約
 - (7) 相続発生、遺言執行者への就職
 - (8) 相続財産目録の作成
 - (9) 遺言の執行
 - (10) 遺言による信託の設定（狭義の遺言信託）

8. 遺産整理業務

- ① 遺産整理業務 … 23
 - (1) 引受方法と引受事項
 - (2) ご用意いただく書類等
 - (3) 相続人等の遺産分割協議書作成
 - (4) 遺産分配手続き

- 信託相談所 … 25

はじめに

① 信託銀行等の遺言信託業務・遺産整理業務

信託銀行等は、遺言信託業務や遺産整理業務を取り扱っています。

その内容については、「信託銀行等の取扱い」の項目で、詳しく説明しますが、概略次のとおりです。

<遺言信託業務>

信託銀行等は、財産に関する遺言について、遺言執行者になることが認められています。その前提として財産状況の調査、遺言書作成のお手伝いをし、遺言書の保管を引き受け、相続が開始したときには、遺言執行者として財産に関する遺言の内容を実現します。信託銀行等では、これらの業務を総称して、遺言信託業務と呼んでいます。

<遺産整理業務>

一般的には、遺言書が残されていなかったような場合等において、相続手続きを信託銀行等がお手伝いするもので、財産目録の作成、遺産分割協議書に基づく遺産分割手続き（不動産の登記、預貯金・株式などの名義変更や換価処分）などを行う業務です。

この小冊子では、個人が遺産を次の世代へ円滑に引継ぐうえで、“遺言と信託”がお役に立つことをわかりやすく説明しました。この小冊子がお役に立てば幸いです。

なお、この小冊子では、遺言信託業務・遺産整理業務を取り扱っている銀行・信託会社を「信託銀行等」と総称しています。

遺言の意味

遺言は、「死後に物事を言い残すこと、またはその残した言葉」という意味で、普通「ユイゴン」という読み方が普及、浸透しています。

遺言の中身は、「自宅の土地、建物は子に相続させる」、「居住用不動産は配偶者に、有価証券は子Aに、預貯金は子Bに与える」といった財産処分を内容とするものまで、各人の事情によって異なります。

遺言を「財産の処分」、「相続分の指定や遺産分割方法の指定」、「未成年後見人の指定」、「非嫡出子の認知」等の事項に限定している民法の規定からは、遺志、遺訓、または感謝の言葉を内容とする遺言は、法律上無意味（拘束力がない）とされていますが、故人の遺志や心情を伝える意義は大いにあります。法律家は、財産の処分や一定の身分行為の遺言についてのみ、**法律上の遺言**として「イゴン」と呼んでいます（もっとも、この呼び方の区別は慣習にすぎません）。

遺言の効用

1 社会の変化と遺言

① 増える遺言の利用

“遺言”について、イギリスでは、「まともな紳士というものは、遺言なしで死んだら笑いものにされてしまう」と言われているそうです。近年、日本でも遺言に関する関心が高まってきており、平成25年3月末現在における信託銀行の遺言書の保管件数（保管のみと執行付の合計）を見ると、8万件を超え、増加傾向にあります。このように遺言のニーズが増大してきている背景には、個人保有資産の増大、核家族化の進展や相続財産に関する権利意識の高まり、さらには、社会貢献に対する意識の高まりといったことなどによるところが大きいと

考えられます。遺言はかえって家族間に無用の波風をおこすもの、または遺言は縁起でもないもの、などといったような受け止め方ではなく、相続に際して重要な役割を果たしていることが認識されるようになってきたと言えます。

さて、これから順を追ってご説明しますが、遺言の効用には、遺産の合理的配分から争いの防止に至るまできわめて広いものがありますので、ご自分の意思を遺言という形で残すことに取り組んでみてはいかがでしょうか。

遺言関連業務取扱状況

(単位：件)

年 度 末	遺 言 書 の 保 管 件 数			遺 産 整 理
	保 管 の み	執 行 付	合 計	
平成16年3月末	9,407	34,246	43,653	2,119
17年3月末	8,956	39,209	48,165	2,538
18年3月末	8,436	44,272	52,708	2,862
19年3月末	8,018	49,328	57,346	2,943
20年3月末	7,574	54,070	61,644	2,735
21年3月末	7,175	58,437	65,612	2,695
22年3月末	6,142	62,769	68,911	2,699
23年3月末	5,948	66,385	72,333	2,951
24年3月末	5,820	70,155	75,975	3,147
25年3月末	5,838	75,619	81,457	2,984

注. 遺産整理は、年度中の引受件数です。

2 遺言の効用

① 遺言の機能

遺言制度は、個人の生前の意思をその死後に実現するための制度であり、**満15才以上**であれば誰でもこれを利用することができます。遺言は、家族の事情や家業の実態に合わせた遺産の合理的配分、紛争の予防、あるいは知人、教会、市町村など、相続人以外の個人、法人、公共機関への自由な遺産配分といった多様な機能をあわせ持っています。

遺言は法定相続に優先するのがルールですが、現実には、民法に定める**法定相続**の割合を参考にして、共同相続人の**遺産分割協議**により遺産分割が行われることが多いようです。

しかし、法定相続による遺産分割は、核家族化の進展、権利意識の高まり、相続財産のなかで不動産の占める割合が高いため、分割が難しいといったことなどが原因となり、遺産の配分を巡って争いが起き、残された親の面倒を誰がみるのか、自分の会社の事業を誰に継承させるのかというような問題にまで発展することがあります。

また、遺産に経済的な評価だけでなく愛着の念がからんでいる場合には、その配分が難しくなることもあります。

このような場合に、**遺言という心くばり**があれば、遺産にからむ争いを少しでも未然に防止することができますし、残された人々に遺言者の意思にそった納得性のある遺産配分を実現させることもまた可能となるのです。

② 遺言の具体例

それでは、これから遺言が役に立つ**事例**と遺言書の**雛形**を具体的に説明します。もちろん、この雛形は文字どおり基本形にすぎず、実際の書き方は各人の事情に応じて異なります。

なお、遺言による財産（不動産、有価証券、預貯金、動産は言うに及ばず、借地権なども含まれます）の贈与を**遺贈**、贈与を受ける人を**受遺者**と呼んでいます。

(1) 両親・子供がなく、遺産のすべてを奥さんに相続させたい場合

相続人が奥さんと兄弟姉妹の場合で、遺言がなければ、遺産の1/4は、兄弟姉妹に相続する権利がありますが、遺言をすればすべて奥さんに相続させることができます。

(2) 息子の嫁に財産を贈りたい場合

息子の嫁には、息子の両親の遺産について相続権はありません。例えば、死去した息子の親として長い間世話になってきた嫁には、なにかの形で報いたいものです。

このような場合には、遺言により嫁への遺贈という方法で遺産を配分することができます。

(3) 先妻の子供に遺産を相続させたい場合

先妻の子と後妻との間で、遺産の配分からみ、感情的な対立が起こることはよく耳にします。遺言により、遺産の分割をきちんと指定しておけば、いたずらなもめ事は避けられることでしょう。

また、後妻や先妻の子供に法定相続分を超えて遺産を残したいときなどにも、遺言が必要です。

(4) 知人や友人に遺産を贈りたい場合

寝たきりの生活が続き、その間、手厚い看護を施してくれた恩人や、献身的に仕事上の援助を惜しまなかった友人へ、感謝の気持ちをこめて報いたいときには、遺言が有用です。

(書式例)

遺 言 書

遺言者 山田夫はこの遺言書により次の通り遺言する。
一次の財産を永年にわたり、私の看病に努めてくれた大山恵子さんに遺贈します。

(一) 東京都新宿区戸山町〇丁目〇番〇号
宅地 四五・二七平方メートル

(二) 同所同番地所在
家屋番号九番
木造瓦葺平家建居宅
床面積五六・八二平方メートル

二、遺言執行者として
東京都千代田区〇〇町〇丁目〇番地
〇〇信託銀行株式会社を指定する。

平成〇年〇月〇日

山田 夫
印

(5) 内縁の妻に遺産を配分したい場合

法律でいう「内縁の妻」とは、社会的には妻として認められていながら、ただ、婚姻届が出されていないだけの事実上の妻のことです。このような内縁の妻には、遺産の相続権はありませんが、遺言により、遺産を贈ることができます。

(6) 孫に遺産を贈りたい場合

子供に財産を残すよりも、孫に遺産を贈りたい場合には、遺言により、遺産を孫に贈ることができます。

(7) 心身障がい者である子供により多くの遺産を残したい場合

身体や精神上的の障がいのある子供には、その将来を考えると、通常の相続分より少しでも多く遺産を残したいと思うのが人情でしょう。このような場合にも、遺言により、法定相続分より多く遺産を相続させることができます。

なお、この場合、生前において、「特定贈

与信託」を活用することも一つの方法です。

「特定贈与信託」

障がい者が安定した生活を送ることができるように、親族や篤志家が金銭などを信託銀行等に信託する制度で、特別障害者(重度の心身障がい者)は6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者(中軽度の知的障がい者および障害等級2級または3級の精神障がい者等)は3,000万円までの贈与財産について、贈与税が非課税となります。

(8) 相続人ごとにそれぞれ特定の財産を与えたい場合

子供達の年齢、生活事情あるいは才能とといったものに応じて遺産を配分することは、本当に遺産を生かす道です。

相続人ごとに特定の財産を与えたい場合には、それぞれの財産を特定できるように、不動産の所在、地番、面積、有価証券の銘柄、数量、金額、預貯金の種類、預入れ銀行名、金額などを詳細に記載することが大切です。

(書式例)

遺 言 書

一、居住用不動産(世田谷区等々力所在)は妻陽子に相続させる。
二、現在〇〇に賃貸している不動産(世田谷区赤堤所在)は長女明子に相続させる。
三、〇〇株式会社の株式二万五千株は長男繁に相続させる。
四、現預金は次男隆に相続させる。
五、愛蔵の図書は〇〇大学図書館へ寄贈する。
六、左記の者を遺言執行者に指定する。
東京都中央区〇〇町〇丁目〇番
〇〇信託銀行株式会社

平成〇年〇月〇日

石塚 武男
印

注)上記の事例は、参考例として簡略に示しましたが、実際には所在、地番、面積、預入れ銀行名等をはっきりお書き下さい。

(9) 遺産を公益活動に役立てたい場合

公共機関への寄付、公益信託の設定など、社会への恩返しとして遺産を公益活動に活用したい場合には、遺言が必要です。

(10) 個人企業や農業を営んでいる場合

個人企業の財産や同族会社の株式、または農地などを法定相続分に応じて分割することは、経営基盤の弱体化につながりますので、賢明な方法とは言えません。

このような場合には、遺言により、後継者に配慮した遺産の配分指定を行うことも大切でしょう。

(書式例)

遺言書

遺言者中島純はこの遺言書により次の通り遺言する。

一、農地及び家屋敷はすべて長男宏二に相続させる。

二、現預金はすべて妻富子に相続させる。

三、次男修に対しては第〇〇回利付国債六百万円と水墨画〇〇作二点を相続させる。

四、この遺言の趣旨を理解し、母を大事にして兄弟仲良く暮すこと。

平成〇年〇月〇日
中島 純一 ①

遺言書

私の遺産については次の通り処分することを遺言する。

一、居住用不動産（東京都渋谷区広尾所在）は妻道子に相続させる。

二、〇〇株式会社（株主）の株主名義の株式はすべて長男洋彦に相続させる。

三、投資用に所有していた不動産（神奈川県大和市所在）及び現預金は長女昭子に相続させる。

平成〇年〇月〇日
奥村 啓明 ②

(11) 相続人がいない場合

相続人がいない場合には、遺産は、家庭裁判所で認められた特別縁故者に分与されるか、または、そのような身寄りもない場合には、最終的に国庫に帰属することとなりますので、遺産の処分を指定したい場合には、遺言が必要です。

(12) 祭祀用財産の承継者を指定する場合

民法では、祭祀用財産の承継は、相続の一般的効力に服さず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継することとなっていますが、「被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がいるときはその者が承継する。」とされており、遺言によって指定することができます。

(13) 遺言執行者の指定、指定の委託

遺産をめぐり、相続人同士あるいは受遺者と相続人とが争うことのないようにするためや、遺言の内容を、迅速かつ円滑に実現させるために、遺言で遺言執行者を指定

することはとても大切です。また、執行者の指定を第三者に委託する遺言もできます。

(14) 認知、未成年後見人の指定、相続人の廃除等

これまで家族には内密にしていた子供をこの際、認知したり、残される幼い子供のために未成年後見人を指定したり、または、親を虐待するような息子を推定相続人から廃除することは、遺言によっても可能です。ただし、この廃除が家庭裁判所で認められるためには難しい条件があります。

(15) 遺産の分割禁止を希望する場合

例えば、隣人との土地の境界争いといった事情により、しばらくその土地の分割を猶予したい場合には、遺言で最長5年間、分割を禁止することができます。

(16) 条件付の遺言

「私は姪のB子に対し、B子が結婚したあかつきには、D株式会社の株式1万株を遺贈する」といった遺言も可能です。

ただし、公序良俗に反するものは無効です。

(17) 付言事項

遺言書には、財産処分に関する事柄だけでなく、これを決めるに至った事情や動機などの言葉（付言事項）を書き添えることも効果的です（ただし、法律上の効果はありません）。

例えば、「私の遺産は、お母さんといっしょに精一杯働いた産物であり、感謝の気持ちを込めてお母さんには、思い出の残る自宅の土地・建物を相続させることにしました。兄弟で仲良くお母さんの面倒をみてください。」というような温かい思いやりの言葉は、残された遺族の方の心を揺り動かすことでしょう。

3 遺言の自由と制約

① 遺言に関する制約

遺言の自由は、法定相続に優先するという「遺言自由の原則」が基本であるとは言うものの、遺言は必ずしも万能ではなく、次のような制約があります。

(1) 遺留分には留意

遺留分制度は、遺言自由の原則と法定相続主義を調整するもので、遺留分として一定範囲の相続人に残すべき最少限の相続割合が決められています。遺言者は、遺言により、財産を自由に処分することができますが、相続人のこれまでの財産形成上の寄与の度合いや今後の生活保障などを考えると、遺言者の意思のみで処分してしまうことは問題です。このため民法では、配偶者、子供（直系卑属）、両親（直系尊属）に限定して、次のように相続財産に対して最高1/2までの遺留分割合を決めています。兄弟姉妹には、この遺留分はありません。

相続人	子のみ	子 子	配偶者	両親のみ	両親 親	配偶者	配偶者のみ
遺留分	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$

ただし、遺留分の権利を有する者は、その請求（遺留分減殺請求）をする必要があります。請求をしないと、遺留分を侵害する内容の遺言であっても、そのまま、実現されることとなります。

この「遺留分減殺請求」の権利は、遺留分の侵害を知った日から1年、または相続開始のときから10年を経過すると、消滅します。

(2) 遺言による債務の負担

遺言により、相続人に対し債務を承継させる場合には、その承継すべき債務の負担額がそれぞれの相続人の相続する財産より少額である場合には有効ですが、債務のみを相続人に割当てするような遺言は認められません。ただし、債務の承継については、相続の際、債権者の承諾が必要となります。

(3) 公序良俗に反するもの

将来、特定の人との結婚を求めるとか再婚を禁止する旨を記載した遺言は、法律上、無効です。

(4) 夫婦連名の遺言

夫婦が相談して連名で作成した遺言書は、無効です。その気持ちは理解できますが、夫婦であっても別々の遺言書を作成する必要があります。



② 相続と遺言の関係

相続と遺言の関係を時間の経過に合わせて記載しますと、次のとおりとなります。

(事 項)	(留 意 点)
○死亡	遺言書の有無を確認すること。
○通夜・葬儀・死亡届	
○遺言書の検認	自筆証書遺言・秘密証書遺言は、家庭裁判所で検認の手続をとること。
○遺産の確認	遺産の種類、金額(評価方法に注意してください)、および負債状況を確認すること。
○相続人、受遺者の確認	被相続人の出生時からの戸籍謄本を取り寄せること。
○法定相続人全員による会議の招集	遺言書があれば遺族全員に供覧し、異議の有無を確認すること。遺言書がない場合には、遺産分割の協議をすること。 相続放棄または相続の限定承認をするか否かについても協議すること。
○遺産分割協議書の作成	合意が成立しない場合には、家庭裁判所へ調停の申立てを行うこと(調停が不調に終わると審判となります)。
○不動産の相続登記	
○金融資産・動産の配分	
○故人の所得税の申告・納付	4か月以内
○相続税の申告・納付	10か月以内

◇遺産分割協議書の記載例

※遺産分割協議書の書式は特に定まっているわけではありません。

遺産分割協議書	
被相続人清水昭の遺産につき、共同相続人全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ、次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。	
一、相続人清水恵子が取得する財産	
(1) 東京都文京区向丘〇丁目〇〇番宅地 二八〇・五六平方米	
(2) 右同所同番地 家屋番号四十五番 木造瓦葺式階建居宅 一階 六〇・五二平方メートル 二階 四六・七二平方メートル	
(3) 右居宅内にある家財一式	
(4) 〇〇電力株式会社の株式二千株	
二、相続人清水靖人が取得する財産	
(1) 〇〇信託銀行の被相続人名義の定期預金六百万円及び普通預金	
(2) 洋画〇〇作「風景」四点	
三、相続人津田春子が取得する財産	
(1) 国分寺市東西町〇丁目〇番宅地 一七八・四五平方メートル	
右のとおり、相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、左に各自署名押印する。	
平成〇年〇月〇日	
東京都文京区向丘〇丁目〇〇番〇 相続人 清水恵子 (印)	
東京都文京区向丘〇丁目〇〇番〇 相続人 清水靖人 (印)	
千葉県松戸市新松戸〇丁目〇〇番地 相続人 津田春子 (印)	

遺言の作り方

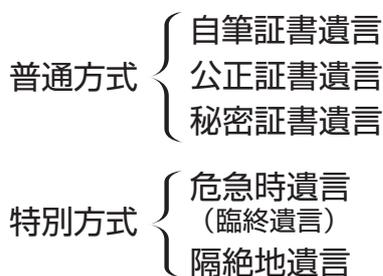
4 遺言の作り方・書き方

① 遺言の方式

民法では、遺言者の真意を確保し、争いを避けるため、法律に定める一定の方式による遺言でなければ無効であるとしています。

遺言には、次のように幾通りかの方式がありますが、このうち最もよく利用されているものは、自筆証書遺言と公正証書遺言です。

遺言の方式



(1) 自筆証書遺言

これは、遺言内容の全文と日付および署名を自書し、押印（実印でなくともかまいません）して作成する最も簡便なものであり、遺言書の内容はもちろん、作成したことも秘密にしておくことができます。遺言書の書き方としては、平明な文章を判読しやすい文字で記すことが大切です。遺言書であることがわかる体裁が大切で、代筆、テープレコーダー、パソコンやワープロに

(自筆証書遺言の書式例)

	<p>遺言書</p> <p>本遺言書は家庭裁判所へ提出のこと</p>	<p>遺言書</p> <p>遺言者滝沢進は、この遺言書により 次の通り遺言する。</p> <p>一、次の不動産は妻京子に相続させる。</p> <p>(一) 東京都文京区白山〇丁目〇番〇号 宅地 三六六・八二平方メートル</p> <p>(二) 同所同番地所在 家屋番号五番 木造瓦葺式階建居宅 一棟 床面積 一階五八平方メートル 二階四平方メートル</p> <p>二、〇〇商事株式会社株式二万株、△△ 鉄鋼株式会社株式五千株を長女富 恵に相続させる。</p> <p>三、〇〇信託銀行定期預金一〇〇〇万 円は長男政雄に相続させる。</p> <p>四、以上を除く残余の遺産はすべて妻 京子に相続させる。</p> <p>以上</p> <p>右遺言を明確にするため、遺言者は この遺言全文を筆記し、日付および氏 名を自署して押印する。</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>東京都文京区白山〇丁目〇番 遺言者 滝沢 進 (印)</p>
--	------------------------------------	--

よるもの、および日付印やゴム印等を利用したものは効力がありません。

遺言者が自分1人で作成できるという手軽さにその長所がある一方、隠とく、偽造、変造または破棄されるおそれがあるうえ、記載の誤り、書き落とし、あるいは保管場所の確保などの問題があり、さらには相続発生時に家庭裁判所における検認手続も必要となります。

(検認手続)

遺言書の保管者、遺言書を発見した相続人は、相続の開始を知った後遅滞なく、遺言書を家庭裁判所に提出してその検認を請求しなければなりません。

検認とは、遺言書の偽造・変造を防止するための一種の証拠保全手続で、提出を受けた家庭裁判所は、相続人またはその代理人の立会いのもとで開封し、「検認調査」を作成します。この検認終了後、遺言の執行が行われます。

なお、この検認手続を受けなかったからといって、遺言書の効力には影響ありませんが、過料に処せられたり、あらぬ疑いをかけられたりすることも考えられますので、必ずこの手続をとるようにしてください。

文意の不明確などから、遺言内容の解釈をめぐる争いが起きないように注意することも

大切です。遺言があることで、かえって争いを拡大するようでは意味がありません。

表題は、「遺言状」、「遺書」、「遺言」などと書いてもさしつかえありません。

また、封印のある遺言書は、相続人またはその代理人の立会いのもと、家庭裁判所において開封しなければなりません。

なお、遺言書の文字や字句を訂正したり、加除する場合には、慎重な注意が必要です。具体的には、遺言者が訂正または加除した箇所を指示し、これを変更した旨を付記したうえ、特にこれに署名し、かつ、その変更の箇所に印を押さなければならぬと決められています。

(2) 公正証書遺言

これは、**公証人が作成**した公正証書によって遺言するもので、公証人により筆記作成され、原本が公証役場に保存されるため、偽造や紛失のおそれはなく、**検認手続も不要**ですので、**安全、確実**な方法です。

なお、公正証書遺言には、必ず**2人以上の証人の立会い**が必要となります。

この場合、未成年者ならびに推定相続人、受遺者等の利害関係人は、証人となることはできません。信頼できる友人、知人のほか、弁護士、または司法書士などが適任です。

公正証書遺言の作成手続きは、次のとおりです。

- a 2人以上の証人の立会いのもとで
- b 遺言者が遺言の内容を公証人に話します。言語障害者、聴覚障害者も、通訳人の通訳、筆談等により公正証書の作成ができます。
- c 公証人が遺言者の口授を筆記し、これを遺言者および証人に読み聞かせ、若しくは閲覧させます。
- d 遺言者および証人が、筆記の内容の正確なことを承認した後、各自これに署名、押印します。
- e この証書に、公証人が法律の規定により作成した旨を付記したうえ、署名、押印し、正本を遺言者に交付します。原本は、公証役場に保管されます。

なお、公正証書の作成に要する手数料は、相続人等ごとに取得する財産の時価に応じて定められています。

また、遺言者が病気などの場合には、公証人に自宅や病院へ出張してもらうこともできます。

公証人

公証人は、法務大臣が判事、検事、法務局長、弁護士などを永年つとめた人の中から、学識ならびに人格の高い人を選んで任命します。

公証役場は、全国の主要都市にあり、多くの公証人の方々が活躍されています。

(公正証書遺言の書式例)

<p>平成〇年第〇〇号</p> <p style="text-align: center;">遺言公正証書</p> <p>本職は遺言者林正弘の嘱託により証人三浦昭雄、証人伊藤孝次の立会のうえ、左記の遺言の趣旨の口授を筆記し、この証書を作成する。</p> <p>一、遺言者は、全財産を妻信子に相続させる。</p> <p>二、この遺言の執行者として 東京都大田区山王〇丁目〇番 上野俊一を指定する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>東京都町田市原町田 〇丁目〇番〇号 遺言者 林 正弘</p> <p>昭和七年四月三〇日生 右は印鑑証明書の提出により、人違いでないことを証明させた。 東京都武蔵野市吉祥寺本町 〇丁目〇番〇号 証人 三浦昭雄</p> <p>昭和二十八年八月八日生 千葉県松戸市本町〇番地〇 証人 伊藤孝次</p> <p>昭和三十八年三月一日生 右遺言者および証人に読みみかせたところ各自筆記の正確なことを承認し、左にそれぞれ署名・捺印する。</p> <p>遺言者 林 正弘 (印) 証人 三浦昭雄 (印) 証人 伊藤孝次 (印)</p> <p>この証書は民法第九六九条第一号ないし第四号の方式により作成し、同条第五号に基づき本職左に署名・捺印する。</p> <p>平成〇年〇月〇日 東京都千代田区大手町 〇丁目〇番〇号 東京法務局所属 公証人 田辺 一郎 (印)</p>	<p>平成〇年〇月〇日</p> <p>東京都千代田区大手町 〇丁目〇番〇号 東京法務局所属 公証人 田辺 一郎 (印)</p>
---	---

公証人手数料

証書の作成	目的の価額	手数料
	100万円以下	5,000円
	100万円を超え200万円以下	7,000円
	200万円を超え500万円以下	11,000円
	500万円を超え1,000万円以下	17,000円
	1,000万円を超え3,000万円以下	23,000円
	3,000万円を超え5,000万円以下	29,000円
	5,000万円を超え1億円以下	43,000円
	1億円を超え3億円以下	4万3,000円に5,000万円までごとに1万3,000円を加算
	3億円を超え10億円以下	9万5,000円に5,000万円までごとに1万1,000円を加算
10億円を超える場合	24万9,000円に5,000万円までごとに8,000円を加算	

(注1) 相続人が1人の場合の手数料です。相続人が2人以上の場合は、各人毎に計算した金額の合計額が手数料となります。

(注2) 遺言対象財産総額が1億円以下の場合は、手数料(2人以上の場合は手数料合計額)に11,000円が加算されます。

■その他 正本又は謄本…1枚250円 郵便料…実費額
日当…20,000円(4時間以内10,000円)
交通費…実費額 臨床執務手数料…50%増

(3) 秘密証書遺言

これは、遺言の内容を秘密にしておくために、遺言書の封入された**封書を公証人の手で公証しておく**もので、秘密性のない公正証書遺言の弱点と偽造・隠とくなどのおそれのある自筆証書遺言の弱点を補うものです。遺言者が公証人と証人の前で述べた事実が公証人によって公証され、遺言書の内容については公証されていないので、家庭裁判所の**検認手続**が必要となることや、紛失も懸念され、実際には、あまり使われていません。

この作成手続は、次のとおりです。

a 遺言者は、遺言書を作成し、これに署名、押印し、封筒に入れ封印します。遺言書の全文、日付は、自筆証書遺言のように必ず

しも自筆する必要はなく、代筆、ワープロやタイプによるものでもかまいません。

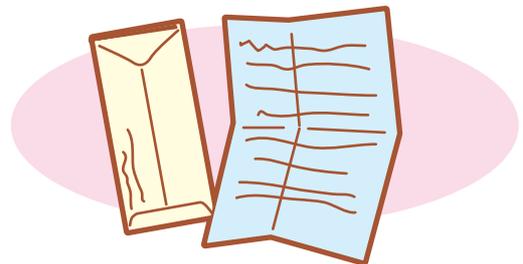
- b 遺言者は、**2人以上の証人の立会いのもと**に公証人へ封書を提出します。
- c 公証人は、遺言書が提出された日の日付と遺言者の自己の遺言書である旨の申述を封紙に記載のうえ、遺言者および証人とともに署名、押印します。

(4) 危急時および隔離地での特別方式による遺言

これは、死期の迫っている危急時に、自分で遺言書を書く体力も気力もないような場合の遺言(危急時遺言)や、伝染病などのための隔離施設、または船上といった隔離地における遺言(隔離地遺言)であり、異常な事態に対応する**特別の方式**といえます。

しかし、この遺言を行っても、事情が変わって前述の普通方式による遺言が可能となれば、可能となった日から6か月を経過すると無効となります。

例えば、危急時遺言の作成手続としては、**3人以上の証人の立会いのもと**で、1人の証人が遺言者の口述している内容を筆記し、これを他の証人と遺言者に読み聞かせ、または閲覧させた上、各証人が署名、押印した後、20日以内に家庭裁判所に**確認**の手続をすることが必要です。



② 遺言の作成事例

ここでは、公証人から聞いた遺言の作成事例と遺言作成上の留意点について紹介します。

(1) 公証役場における遺言の作成事例

これには、二通りほどあるようです。

一つは、遺言する本人が、自分の死後の家族間のいざこざを心配したり、遺産の一部をお寺や教会へ寄付したいという気持ちをもって作成にみえる場合と、もう一つは、家族が、親や配偶者が死んだ場合には、兄弟姉妹や親戚間で争いが起こるおそれがあると心配して、親や配偶者に遺言を勧め、本人と一緒に作成にみえる場合です。

(2) 遺言作成上の留意点

遺言を作成される方のなかには、遺産の一部、例えば、「財産AをXに相続させる」というだけの遺言を希望する方がいます。

しかし、このままでは、財産Aしか与えないのか、あるいは法定相続分に加えてさらに財産

Aを与えるのか、または法定相続分どおりでよいけれども愛着のある財産AはXに残したいのか明らかでなく、遺言者の真意をはかりかねる場合も生じ、かえって争いの原因ともなりかねませんので、全財産についての遺言作成をお勧めします。

また、認知症が進むことなどにより判断力を欠き、自分の意思を的確に表現できないような状態になった場合は、遺言公正証書を作成することができません。

したがって、遺言は心身ともに健康なときに作成しておくべきです。

なお、遺言は、誰の同意もなしに自分の意思で単独に作れるものであり、遺言者死亡後にはじめてその効力が生ずることから、遺言者はいつでもその遺言を撤回または変更したり、書き直したりすることができます。



法定相続

5 法定相続

① 法定相続

日本では、遺言は、法定相続に優先するという原則があります。近年、遺言が増加してきたとはいえ、実際にはまだまだ遺言についての理解が広まっていないため、民法に定める法定相続人に対し、法定相続の割合により相続することが一般的です。

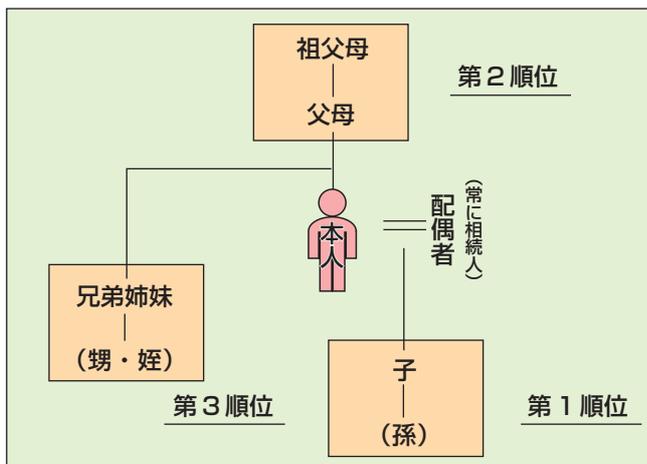
戦前は、明治民法のもとに家督相続、長子相続の形態がとられてきましたが、戦後、「個人の尊厳と両性の本質的平等」を理念と

する新民法が施行されたことに伴い、家の制度は廃止され、法定相続の内容が**財産相続、均分相続、配偶者相続**へと一変しました。

次に、現行制度の概略を説明します。

法定相続人は、図1のように、**配偶者**（常に相続人）と**子**、**直系尊属**、**兄弟姉妹**の各血族相続人に限定され、血族相続人は、相続の順位が決められています。

図1 (法定相続人の範囲と順位)



(注) 配偶者は、常に相続人で、血族相続人は、順位によって相続します。先順位の者がいない場合には、次順位の者が繰り上がって相続します。同順位の者は、均分に相続します。

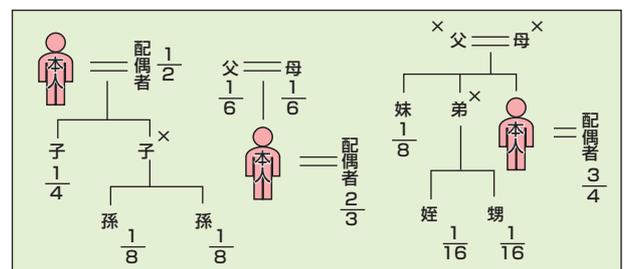
(法定相続の割合)

相続人	子のみ	子	配偶者	両親のみ	両親	配偶者	兄弟姉妹のみ	兄弟姉妹	配偶者	配偶者のみ
相続分	1	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	1	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	1	$\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$	1

〈注意点〉

- ① 子供は、実子と養子の区別なく均等に相続します。
- ② 子供のなかに、すでに死亡した人がいて、その人に子供がいる場合には、その子供（孫）が代わりに相続します。この制度を代襲相続制度と言います。この制度は、兄弟姉妹についても適用されますが、その範囲は、兄弟姉妹の子供（甥・姪）までに限られています。
- ③ 結婚した娘や離婚した母と暮らしている子供にも相続権があります。

(事例) 具体的事例について相続割合を表示すると、次のとおりです。



(注) ×印は本人が死亡する以前に死亡した者を示す。

また、相続する場合において、画一的な割合による相続では、これまでの相続人に対する財産分与や相続人の被相続人に対する生前の貢献度を考えると不公平となる場合がありますので、公平を期するため、**特別受益の制度と寄与分の制度**が設けられています。一方、相続人には**相続放棄、限定承認**といった対応が認められています。

(特別受益の制度)

相続人が結婚や養子縁組の際に、持参金や仕度金をもらったり、生計の資本として営業資金の援助を受けたりして、生前に被相続人から贈与されたものや遺贈により受けた利益を「特別受益」と呼び、相続財産額に加えたうえ、遺産を配分します。

(寄与分の制度)

相続人のなかに、生前、被相続人の事業を手伝ったり、資金を提供したりあるいは病気の被相続人を看護したりして、被相続人の財産の維持または増加に特別に寄与した人（特別寄与者）がいる場合には、これらの人に対して、相応の財産を相続分の別枠とし、「寄与分」として取得させるもので、遺産の総額よりこの額を控除したうえ、遺産を配分します。

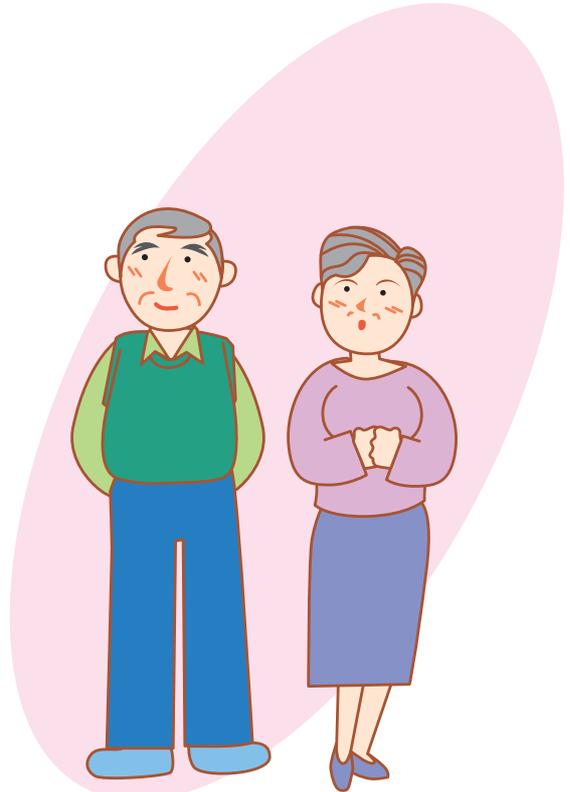
(相続放棄・限定承認)

相続人は、被相続人が多大な借金を残した場合あるいは他の相続人に遺産を法定相続分以上に相続させたい場合には、**単独**で相続を放棄することができます。また、相続財産の範囲内で借金の返済をするという限定承認の方法もあります。ただし、これ

には、**相続人全員**の同意が必要です。

いずれの場合でも、相続開始の時から3か月以内に家庭裁判所への申立てが必要とされています。とにかく、相続人は自分の意思に反して被相続人の借金だけを引き受けることはありません。

以上が法定相続の仕組みです。言うまでもなく、これは遺言がない場合や遺言はあるものの、遺言が無効になる場合、あるいは相続人の間の**遺産分割協議**（全員の合意が必要）が不調に終わった場合の基準や目安にすぎません。実際には、遺言や相続人の間の遺産分割協議などにより、これと異なる遺産の配分も行われています。



相続と税制

6 相続と税制

① 遺産分割と相続税

遺言や協議により遺産の分割が完了しますと、それぞれの取得財産に応じて相続税が課せられます。この相続税は、個人が死亡した場合に、相続人や受遺者に対し、その取得する財産に応じて課せられる税金で、原則として、相続開始（被相続人の死亡）を知った日の翌日から10か月以内に、被相続人の死亡時における住所地の所轄税務署に対して、相続税の申告書を提出し、相続税を納付しなければなりません。

相続税は、まず、法定相続分に基づいて相続税の総額が計算され、次に、個々の相続人が納付しなければならない相続税額が、配分された遺産の額に応じて決まるという仕組みになっています。

なお、相続税は、原則として死亡した人（被相続人）の所有していた財産の全部について課税されますが、被相続人が保険料を負担した生命保険契約に関する権利や被相続人の死亡退職金などの財産は、相続税の算出にあたっては、相続財産とみなされ、相続税の対象となります。

また、農地等を取得した一定の相続人は、取得した農地等の価額のうち、農業投資価格を超える部分（宅地なみの評価に相当する部分）に対応する相続税額については、期限内に申告を行い、担保を提供すれば、納税が猶予され、さらに、申告期限から3大都市圏の生産緑地地区では終身、その他の地域では20年間農業を継続した場合またはその相続人が死亡した場合には納税が免除される特典があります。

注：農業投資価格とは、恒久的に農業の用に供すべき農地等として取引される場合に通常、認められる価格をいいます。

相続税・贈与税については、次のとおり適用されています。

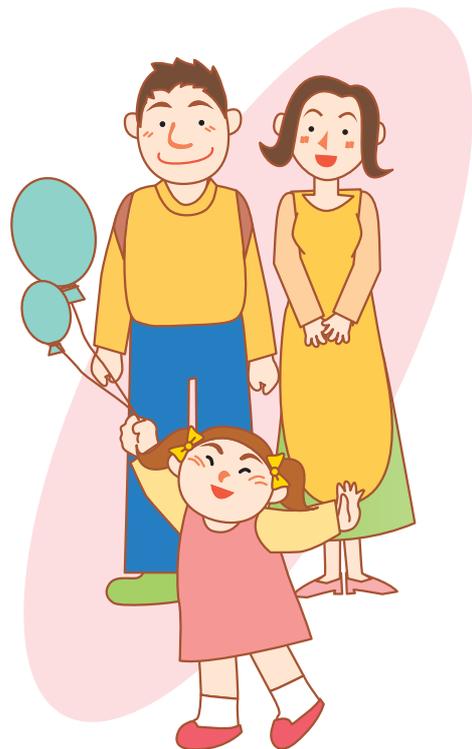
なお、平成25年度税制改正で税率構造の見直しが行われ、平成27年1月1日以後の相続・贈与から改正税率が適用されます。

- ・相続税については、最高税率が50%（改正後55%）、税率の刻み数は6段階（改正後8段階）とされています。

また、基礎控除額は、5,000万円+1,000万円×法定相続人数（改正後3,000万円+600万円×法定相続人数）とされています。

- ・贈与税（暦年課税）についても、最高税率が50%（改正後55%）、税率の刻み数は6段階（改正後8段階）とされています。

なお、各受贈者に対する基礎控除は、毎年110万円（改正後も引続き適用）とされています。



② 相続時精算課税制度

平成15年度の税制改正において創設された相続時精算課税制度は、平成15年1月1日以後の相続または贈与から適用されています。

この制度は、高齢化の進展に伴って、相続による次世代への資産移転の時期が従来より大幅に遅れてきていること、高齢者の保有する資産の有効活用を通じて経済社会の活性化にも資するといったことなども踏まえ、生前贈与と相続との間で資産移転の時期の選択に対して税制の中立性を確保する観点から創設されたものです。

なお、平成25年度税制改正で、この制度の適用要件の拡充がなされ、平成27年1月1日から適用されます。

この制度のポイントは、概要次のとおりです。

(1) 対象者

- ・ 贈与者は、贈与をした年の1月1日において満65歳（改正後60歳）以上の親
- ・ 受贈者は、贈与を受けた年の1月1日において満20歳以上の子である推定相続人（子が亡くなっているときには20歳以上の孫を含みます。）（改正後満20歳以上の推定相続人および孫）で、人数の制限はありません。

(2) 手続き

同制度の適用を受けようとする受贈者は、贈与を受けた財産に係る贈与税の申告期間内に贈与者ごとに相続時精算課税選択届出書を作成し、贈与税の

申告書に添付して、提出しなければなりません。なお、受贈者である兄弟姉妹が別々に、贈与者である父、母毎に選択できます。

(3) 贈与財産等

贈与財産の種類、贈与金額、贈与回数に制限はありません。

(4) 税額の計算等

(贈与時)

この制度を選択した場合、贈与価額2,500万円までは贈与税が課税されません（この非課税枠は、限度額まで複数回にわたり使用可能です。）。この非課税枠を超える部分に対しては、20%の税率で課税されます。

(相続時)

- ・ 贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に同制度を適用した贈与財産の価額を加算して相続税額を計算します。
- ・ その際、既に支払った贈与税額を相続税額から控除します。控除しきれない金額は還付されます。
- ・ 相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の価額とされます。



③ 相続税の計算方法

次に、計算の順序と方法を事例に基づいて説明しましょう。

〈事例〉

Aさんは、しばらく病気療養中でしたが、不幸にして、平成15年1月に逝去され、その妻、長男（40才）、次男（38才）および長女（32才）が遺産分割を行い、次の資産および負債を相続したと仮定します。

(資産)	①現金および預金	3,000万円
	②有価証券	3,500万円
	③土地	5,000万円
	④建物	1,000万円
	⑤動産	500万円
(負債)	⑥借入金	500万円

このほかに、遺族は、⑦香典200万円および⑧生命保険金2,000万円を受け取り、⑨葬式費用として300万円を支払ったと仮定します。

このAさんの例で、相続人各人ごとの相続税額を計算してみましょう。

なお、平成27年1月1日以降に発生する相続から、相続税の税率は変更になります。

計算手順

1. 課税価格の計算

遺産総額
 (生命保険金や死亡退職金を含む)
 -非課税財産の額-債務の額-葬式費用
 +3年以内になされた贈与の額

生命保険金控除額
 500万円×法定相続人の数
 死亡退職金控除額
 500万円×法定相続人の数

2. 課税遺産総額の計算

課税価格-基礎控除額
 (注)基礎控除額は、
 (5,000万円+1,000万円×法定相続人の数)

3. 相続税の総額の計算

(100円未満切捨て)
 法定相続分に応じて配分したと仮定して計算します。

4. 各取得分に応じた相続税の計算

各人の相続税額は取得割合により計算されます。

5. 各人の実際の納税額の計算

(100円未満切捨て)

税額控除

(配偶者控除
 未成年者控除
 障害者控除など)

税額加算

配偶者、子、または両親以外の方が遺産を取得した場合にはその人の相続税額は2割加算されます。

事 例

Aさんのご家族はつぎのように遺産を分けました。

		妻	長男	次男	長女	計
資 産	現金預金	1,500万円	1,500万円			3,000万円
	有価証券		2,000万円	1,000万円	500万円	3,500万円
	土地建物	6,000万円				6,000万円
	動 産	500万円				500万円
	生命保険金		1,000万円	500万円	500万円	2,000万円
	計	8,000万円	4,500万円	1,500万円	1,000万円	15,000万円
非課税 財 産	生命保険金 控 除		1,000万円	500万円	500万円	2,000万円
差 し 引 き		8,000万円	3,500万円	1,000万円	500万円	13,000万円
債 務 控 除	借 入 金		400万円	100万円		500万円
	葬 式 費 用	300万円				300万円
課 税 価 格		7,700万円	3,100万円	900万円	500万円	12,200万円
取 得 割 合		0.63	0.26	0.07	0.04	1.00

②香典には課税されません。

12,200万円-9,000万円=3,200万円
相続税の速算表

各相続人の法定相続 分に 応ずる 取得金額	税率	控除額	各相続人の法定相続 分に 応ずる 取得金額	税率	控除額
～1,000万円	10%	-	～3億円	40%	1,700万円
～3,000万円	15%	50万円	3億円超	50%	4,700万円
～5,000万円	20%	200万円			
～1億円	30%	700万円			

相続税の速算表により計算します。

妻 3,200万円× $\frac{1}{2}$ =1,600万円
 1,600万円×税率15%-50万円= 190万円
 子(各人) 3,200万円× $\frac{1}{2}$ × $\frac{1}{3}$ = 533.3万円
 533.3万円×税率10%=533,300円
 相続税の合計 3,499,900円

妻 3,499,900円×0.63= 2,204,937円
 長男 3,499,900円×0.26= 909,974円
 次男 3,499,900円×0.07= 244,993円
 長女 3,499,900円×0.04= 139,996円

妻 納税額なし、長男909,900円、次男244,900円、長女139,900円

配偶者控除

相続人が配偶者の場合には、取得した財産のうち法定相続分または16,000万円のいずれか大きい金額までにかかる税額が控除されます。

未成年者控除

相続人が未成年者の場合には、その人が成人に達するまで、1年につき6万円が税額控除されます。

障害者控除

相続人が障害者である場合には、その人が満85歳に達するまで、1年につき6万円(平成27年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税については10万円)が税額控除されます。この場合、特別障害者については、1年につき12万円(同20万円)となります。

信託銀行等の取扱い

7 遺言信託業務

① 信託銀行等の取扱い

すでに述べたとおり、遺言への関心は高まりつつあり、財産に関する遺言の問合せ、遺言信託業務や遺産整理業務に対するニーズが増えてきています。

これまで、信託銀行等は、信託の機能を生かし、多彩な商品やサービスを提供して、個人の世代に応じたニーズに応じてきています。

今後、遺言信託業務や遺産整理業務といった相続関連業務は、ますます増えていくものと思われます。

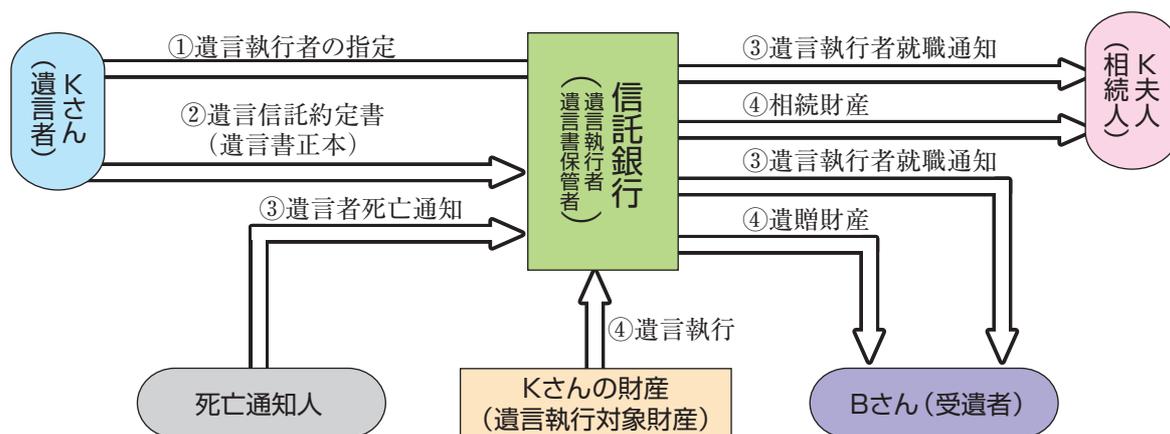
なお、ときには引受けが難しい場合もありますので、信託銀行等の窓口でよくご相談ください。

② 遺言信託業務

遺言信託業務という言葉は、遺言信託という商品名として、信託銀行等が、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）上認められた併營業務として行っている遺言書の保管、財産に関する執行等を言う場合と、信託法上の本来の意味である

「遺言による信託設定」を言う場合があります。

ここでは、前者の遺言信託業務の概要を説明した後、「遺言による信託設定」について説明します。



(1) 遺言書の作成相談

①新規受付

遺言信託業務について申込みがあった場合、遺言信託業務の内容、遺言保管手数料・執行報酬等、約定書記載内容等について、説明します。

②ご用意いただく書類等

遺言信託申込書（引受承諾に関する約定書）、遺言内容のメモ、相続人関係図、受遺者・相続人の明細、その他調査資料（例えば、戸籍謄本、不動産登記簿謄本、住民票等）等をご用意いただくこととなります。

<留意事項>

相続財産について

執行引受可能財産であることが必要です。通常の引受財産は、金銭、預貯金、有価証券、家財道具等の動産、土地・建物等の不動産、ゴルフ会員権、その他譲渡可能な財産などです。

(2) 遺言の内容

遺言のできる事項は、遺贈、相続分の指定、指定の委託、遺産分割方法の指定、指定の委託、遺言執行者の指定、指定の委託、祭祀承継者の指定などがあります。

身分に関する事項は、認知、推定相続人の廃除およびその取消、未成年者後見人および未成年者後見監督人の指定があります。

信託銀行等は、財産に関する執行のみが認められており、身分に関する事項は執行はできません。

(3) 相続人関係および相続財産の調査

①相続人関係の確認

相続人関係図、受遺者・相続人明細表を作成・確認します。

②相続財産の確認

土地建物に関して漏れやすいものとしては、私道部分の共有持分、分譲地であれば、共同施設の共有持分等があげられます。借地については、借地契約書等により、地主、対象不動産、借地の範囲等を確認する必要があります。

(4) 遺言書の作成と保管

①遺言公正証書作成の手順

証人2人以上の立会い、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること、公証人が、遺言者の口授を筆記し、これを遺言者、証人に読み聞かせ、または閲覧すること、遺言者および証人が筆記の正確なことを承認し、各自署名捺印すること、公証人が、前記の方式に従って作成した旨付記して署名捺印することとなっています。

②遺言公正証書作成の証人立会い

公正証書の立会いには、必ず2人以上の証人が必要となります。信託銀行等は、遺言公正証書を作成される時に、ご依頼がある場合には、信託銀行等の職員が証人として立ち会うこともあります。

③遺言書の保管

遺言書の紛失、盗難等から守り、確実に保管することが大切です。

公正証書の原本は、公証役場で保管されます。信託銀行等では、正本を保管し、謄本は、遺言者が保管することになります。

(5) 遺言内容等の異動・変更の照会

信託銀行等によっては、遺言書の内容について、相続・遺贈財産の変動、相続人・受遺者の変動や、それによる遺言書の作成替え、変更の意思があるかどうか等を、必要に応じて照会しているところもあります。

(6) 遺言書の変更、撤回、解約

遺言書作成後の相続財産、相続人等の変更、遺言者の意思の変更等により、遺言書の変更、または遺言書全部の撤回、解約ということもあります。

なお、民法では、前の遺言と後の遺言が抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす、また遺言と遺言後の生前処分その他の法律行為と抵触する場合の準用規定があります。

(7) 相続発生、遺言執行者への就職

信託銀行等は、遺言書作成時に遺言者との間で、「遺言信託契約」を締結しており、原則、執行者に就職します。信託銀行等は、財産に関する遺言であっても、遺言執行者就職以前にすでに法的紛争が生じており、遺言執行業務を遂行することが困難と認められる場合には、遺言執行者に就職しないことがあります。

就職を承諾した時は、ただちにその任務を遂行します。

(8) 相続財産目録の作成

遺言執行者は、遅滞なく相続財産目録を作成し、これを相続人に交付します。

相続財産目録作成の義務は、相続財産の状態を明らかにして、相続財産に対する遺言執行者の管理処分権の対象を明確にするとともに、遺言執行者の相続財産引渡義務、報告義務および賠償責任の基礎を明確にするための法律上のものです。



(9) 遺言の執行

遺言書に記載されている財産には種々のものがありますが、主な財産ごとの遺言執行者の手続き、役割は、概要次のとおりです。

①土地、建物等の不動産

遺言書によって、相続・遺贈登記手続きを手配します。不動産の単なる相続・遺贈ではなく、遺言執行者権限で換金処分して、相続人等に配分するいわゆる清算処分型の執行や、遺言により「信託銀行等を受託者にして、不動産の管理、売却処分をさせ、換価金を相続人等に配分させる。」ことを信託目的とする不動産管理処分信託もあります。

②預貯金、株式等の名義変更、換金処分

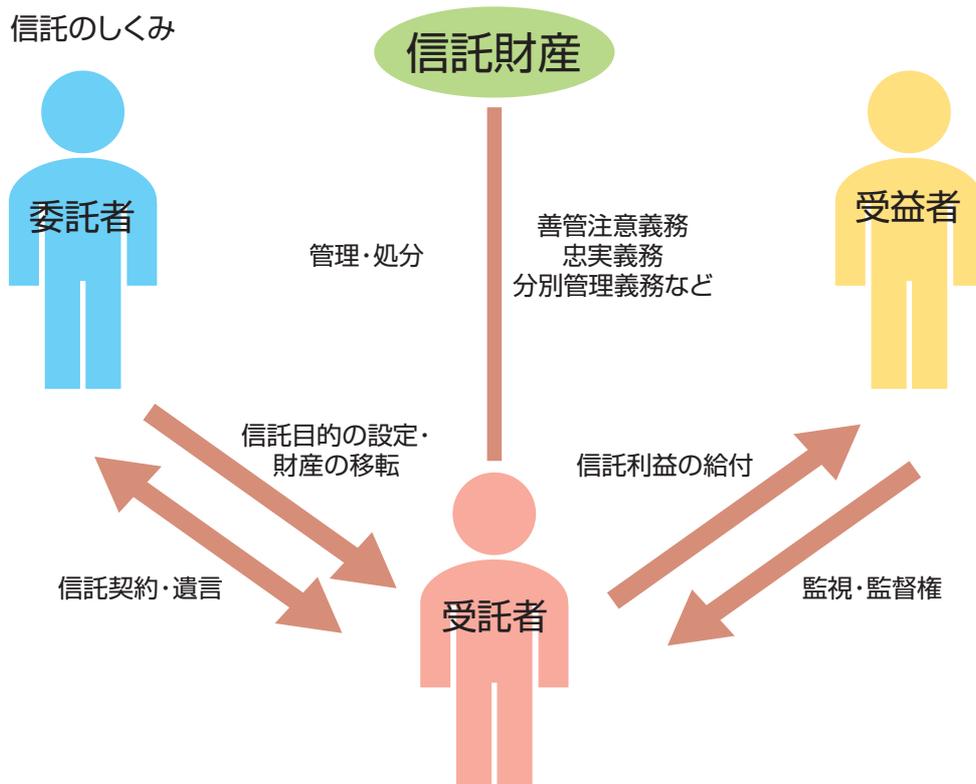
金融資産を、遺言の指示に従って名義変更または換金し、配分します。

(10) 遺言による信託の設定（狭義の遺言信託）

信託のしくみは、一口で言うと、ある人（委託者）が自分の財産をほかの人（受託者）に渡し（財産権の移転）、ある人（受益者）のために、ある目的（信託目的）にそって、その財産（信託財産）を管理、運用してもらうことです。通常は、信託契約（契約信託、生前信託）により行われますが、遺言により財産を信託（遺言信託）することもできます。ここでいう信託が、法律上の本来の意味での遺言信託です。

①遺言による私益信託

遺言による私益信託とは、遺産を信託財産（積極財産のみ）、信託銀行等を受託者、高齢の親、体の弱い子供などを受益者とする信託で、これらの人々の財産管理、運用の負担が軽減され、安定した利益が受けられるほか、遺産が散逸するのを防ぐことができます。



②遺言による公益信託

遺言による公益信託とは、遺産を信託銀行等に信託し、信託銀行等がこの信託財産の管理や運用を行い、遺言者の遺志に従い、奨学金の支給や学術の研究助成、福祉事業への援助といった公益活動を遂行する信託です。基本財産に多額の資金を要し、設立に至るまでの手続きが煩雑な財団法人に比べ、誰でも安心して公益活動に参加することができます。遺言者のお名前は、「公益信託〇〇基金」として末永く顕彰され、市町村への寄付と異なり、ご自分の私財でご希望どおりの公益活動を行うことができるわけです。

なお、この公益信託は、遺言者が死亡した後、主務官庁の許可を得てはじめて発足するものですので、受託銀行との緊密な打合せ、事前検討が必要となります。

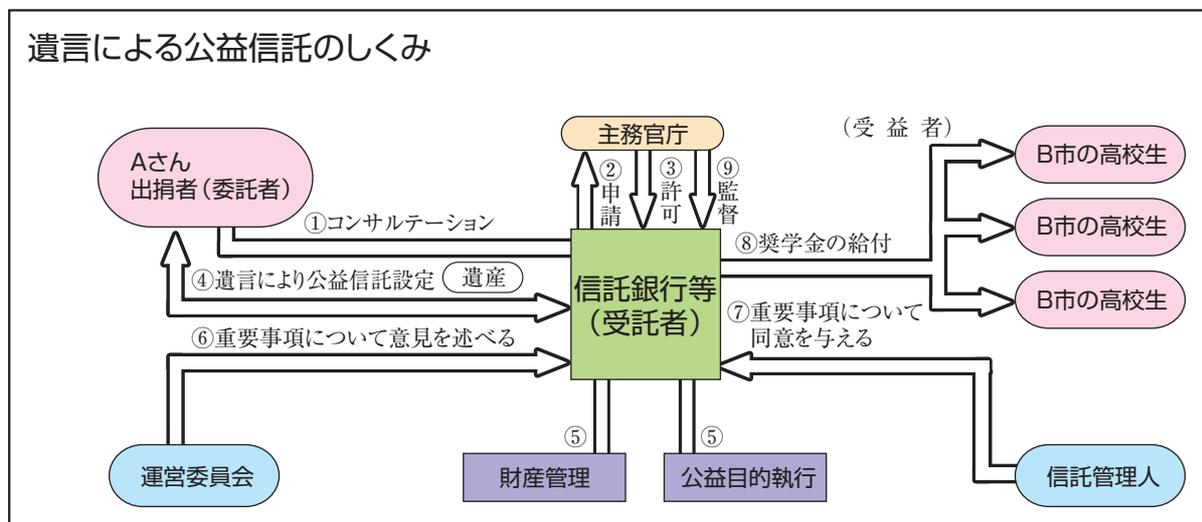
③遺言に代わる生前信託

委託者が、生存中は自らを受益者とし、死後は特定の相続人や第三者を受益者（受益権承継者）に指定する信託契約を設定し、遺言に代わり財産を分割することもできます。この制度は、英米でよく活用されており、遺言のように執行を必要とせず、委託者の死後、ただちに受益権承継者に信託の利益を享受させることができる利点があります。遺言による私益信託で例示した体の弱い息子の場合に、この方法を活用することも可能です。

なお、平成18年12月に成立した改正信託法において、新たに後継ぎ遺贈型の受益者連続信託が規定されました。

後継ぎ遺贈型の受益者連続信託とは、例えば、夫が生前は自らを受益者として、夫の死後は妻を、妻の死後はさらに長男を連続して受益者とする旨を定める信託です。

従来、このような信託は相続法との関係などから問題があるとの見解もありましたが、改正信託法は、遺留分制度に服することを前提として、また、期間的な制約を課した上で、このような信託が有効であることを明確にしました。



8 遺産整理業務

① 遺産整理業務

信託銀行等は、遺言信託業務のほか、相続が発生して手続きにお悩みの相続人や遺族の方からの依頼により遺産相続手続きを代行する業務も行っており、これを「遺産整理業務」といいます。

とかく煩雑で面倒な遺産の整理を、信託銀行等は迅速・確実に処理するために必要な知識と豊かな経験をもっていますので、ご多忙な方や財産管理に不慣れな方、相続財産が複雑な構成となっていることでお悩みの方は、遺産整理業務の利用をご検討されてはいかがでしょうか。

遺産整理業務の主な内容は、次のとおりです。

(1) 引受方法と引受事項

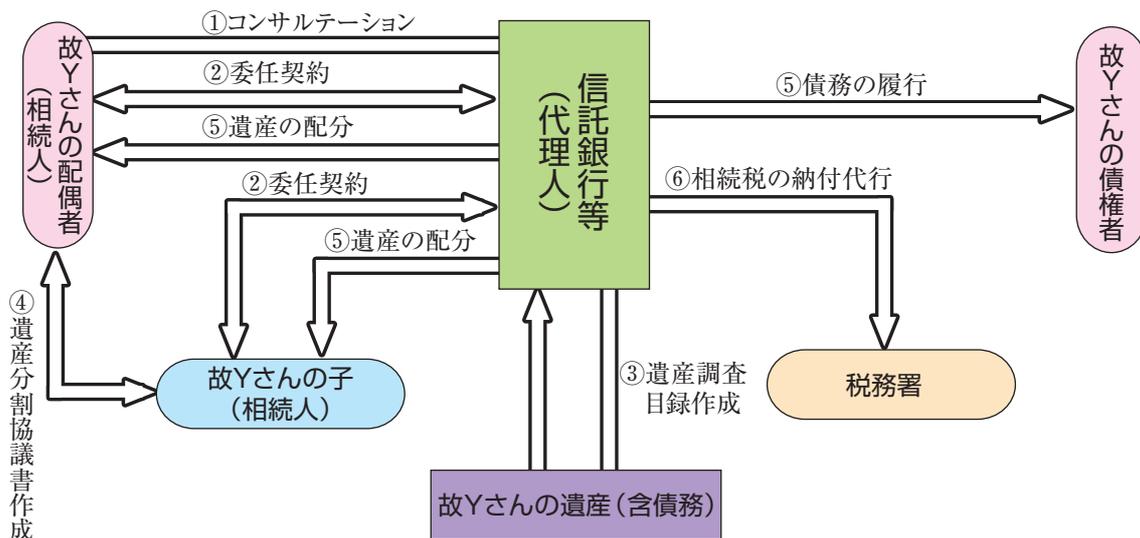
① 相続人全員から遺産分割手続等の代行に関する委任を受けます。

主な委任事項は、相続遺贈財産の調査および相続財産目録の作成、納税資金計画立案および納付の代行^(注)、相続債務の履行計画の立案および履行手続き、遺産分割協議書による遺産分割手続の実行、相続財産運用計画の立案等です。

(注) 相続税申告書の作成、相続税の申告手続などの税務代理に関する事項は、別途相続人から税理士に委任することになります。

② 受任者は、遺産分割手続について、次の事項を行うことができます。

不動産の相続手続き等、預貯金・信託・有価証券の名義変更、解約、換金、受領等の一切の処分、貸金庫の開扉、内



容物の収受、貸金庫契約の解除ならびに保護預り契約の解約、保管物の収受等、その他遺産分割に関する一切の手続きなどがあります。

(2) ご用意いただく書類等

遺産整理に関する委任契約書、被相続人の戸籍謄本、全相続人、包括受遺者の戸籍謄本、印鑑証明書、遺産分割案（または基本方針）、不動産登記簿謄本等をご用意いただくこととなります。

(3) 相続人等の遺産分割協議書作成

遺産分割協議書の作成にあたっては、相続人が分割協議を進めるために必要な知識、情報等の判断材料を提供し、相続人の総意に沿った分割協議のための参考案を提示したり、相続人の意見が一致した場合に、分割協議書の文書化に協力しています。

(4) 遺産分配手続き

実際の遺産分配手続きは、遺言執行の手続きとほぼ同様です。



信託相談所

信託協会では、お客さまからの信託に関するご照会やご相談の窓口として、信託相談所を設置しています。

信託相談所では、信託兼営金融機関および信託会社(以下「信託銀行等」といいます。)の信託業務等に対するご要望や苦情もお受けしています。

相談受付時間：午前9時～午後5時15分
(土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く)

電話番号：フリーダイヤル **0120-817335**
または 03-6206-3988

————— トラブル解決は「あっせん委員会」へ —————

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。

「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費専門家等で構成される中立、公正な委員会です。

詳しくは、信託協会ホームページをご覧ください。

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profile04.html>



平成25年12月発行

編集・発行／一般社団法人 **信託協会**
〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階
TEL.03-6206-3981

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/>

本資料は、遺言や相続、信託などについて紹介し、遺言と信託について理解を深めていただくことを目的に作成しているものであり、個別の商品の勧誘・推奨を目的としたものではありません。